

・原発推進のために被ばく労働者を犠牲にする

「緊急時被ばく限度」引き上げ検討を即刻中止せよ！

・労働者・住民に高線量被ばくを強要する原発再稼働反対！

集会決議

昨年7月30日の規制委員会で田中委員長は「現行法では、緊急作業時の被ばく線量限度を100ミリシーベルトとして、規制を行っている。しかし、それを超えるような事故が起こる可能性を否定することはできない」として、緊急時被ばく限度を500ミリシーベルトへ引き上げるなどの検討を提案しました。12月10日の規制委員会では、原発被ばく労働者を対象に検討され、緊急時被ばく限度を250ミリシーベルトに引き上げること、大量の緊急時被ばく後も通常の被ばく労働従事を妨げないことの2点が実質的に合意されました。私達は、政府が進めている、高線量被ばくを強要し労働者の生命と健康を危険にさらし、被ばく労働者を犠牲にする、検討・合意に抗議し、即刻検討を中止することを要求します。

そして、この「緊急時被ばく限度」引き上げ提案は川内原発ですで行われた再稼働の審査基準を上回る重大事故が避けられないためとしています。私達はこのような原発の再稼働を認めることはできません。原発の再稼働認可の撤回を求めます。

— 私達は緊急時と通常時の被ばく線量を別扱いする、大量被ばくの強要を許すことはできません —

今回の引き上げでは緊急時被ばくで250ミリシーベルト、通常時被ばくを含めると1年間で300ミリシーベルト、2年間で350ミリシーベルトの被ばくを労働者に強制することが可能になります。生涯にわたって1000ミリシーベルトの大量の被ばくを強要しようとするものです。そして今後、原発労働者ばかりではなく、医療、消防、警察、自治体労働者や自衛隊員も含め、引き上げが検討されます。

—— 現行法「放射線障害防止の技術的基準に関する法律」第3条に違反するものです ——

この第3条には「放射線障害の防止に関する技術的基準を策定するに当たっては、放射線を発生する物を取り扱う従事者及び一般国民の受ける放射線の線量をこれらの者に障害を及ぼすおそれのない線量以下とすることをもって、その基本方針としなければならない」とされています。ところが250ミリシーベルト以下でも短期間に照射すれば放射線急性症状の白血球減少、脱毛、出血傾向などを発症させる線量で、明らかに障害を及ぼす線量です。ガン・白血病死は100ミリシーベルト以下でも引き起こします。今回の引き上げでは、緊急時作業労働者のガン・白血病死の危険を高めます。

以上の理由から今回の規制委員会が提案する「緊急時被ばく限度の引き上げ」に関する検討をすぐ様中止するよう強く要求し決議します。

要請事項

- 一、緊急時被ばく限度の引き上げ検討を中止すること
- 一、原発再稼働認可を撤回し、審査を中止すること

2015年2月28日

甲状腺医療費無料化要請第11回政府交渉報告・討論集会参加者一同